

事故救済制度に係る認知症の診断について

《賠償責任保険の登録促進について》

○診断助成制度開始前（平成 31 年 1 月 27 日まで）に国内医療機関で診断を受けている者は、令和 4 年 3 月 31 日までは、統一書式の診断書を提出することで、賠償責任保険及び GPS 安心かけつけサービス申込みの対象としたが、引き続き、令和 5 年 3 月 31 日まで対象とし事前登録を推進していくでよいか。

○あわせて、第 2 段階医療機関あるいは認知症疾患医療センター以外の国内医療機関で認知症と診断された者については、検査費用の助成は対象外だが、賠償責任保険及び GPS 安心かけつけサービス申込みは対象とし、引き続き、令和 5 年 3 月 31 日まで事前登録を推進していくでよいか。

※見舞金は事前登録がなくても支給。